

大網白里市景観条例施行規則をここに公布する。

平成26年8月19日

大網白里市長

規則第27号

大網白里市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「令」という。)及び大網白里市景観条例(平成26年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定める工作物は、架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものとする。

(事前協議書及び添付図書)

第3条 条例第9条第2項の事前協議書は、大網白里市景観計画区域内行為事前協議書(別記第1号様式)とする。

2 条例第9条第2項の規則で定める書類は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。

3 条例第9条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(行為の届出等)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、大網白里市景観計画区域内行為届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、大網白里市景観計画区域内行為変更届出書(別記第3号様式)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、大網白里市景観計画区域内行

為通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（行為の届出に添付する書類）

第6条 条例第11条及び条例第12条第2項の規則で定める図書は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。

（行為の完了の届出等）

第7条 条例第15条の規定による届出は、大網白里市景観計画区域内行為完了（中止）届出書（別記第5号様式）により行うものとする。この場合において、当該届出が法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を完了したときに行うものであるときは、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

（勧告）

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

（命令）

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第17条第1項に規定する公表は、勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項について、大網白里市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行う。

（身分を示す証明書）

第11条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）とする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第12条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項の期間を短縮し

たときは、大網白里市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（別記第10号様式）により、その旨を法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第13条 令第7条第1項及び令第12条第1項に規定する提案書は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定提案書（別記第11号様式）とする。

（景観重要建造物等の指定の通知等）

第14条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定通知書（別記第12号様式）又は景観重要建造物（景観重要樹木）不指定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定解除通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の告示）

第15条 条例第19条第2項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種
- (3) 所在地

（標識の設置）

第16条 条例第19条第2項に規定する標識には、前条第1号及び第2号に掲げる事項を記載するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更）

第17条 令第9条第1項及び令第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更申請書（別記第15号様式）とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更許可・不許可通知書（別記第16号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の告示)

第18条 条例第19条第4項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第15条各号に掲げる事項
- (2) 指定解除の理由
- (3) 指定解除の年月日

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 条例第21条第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 外観の保持に努めること。
- (2) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、滅失を防ぐこと。
- (3) 景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。
- (4) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、敷地、構造及び建築設備を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 条例第22条第3号の規則で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 整枝、せん定その他の通常行う樹木の保護育成を行うこと。
- (2) 枯れ枝又は周囲に損傷を与えるおそれのある危険な枝は伐採すること。
- (3) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、滅失又は枯死を防ぐこと。
- (4) 樹木の状況を定期的に点検すること。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第21条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（景観重要樹木）所有者変更届出書（別記第17号様式）により行うものとする。

(景観まちづくり市民団体の認定要件)

第22条 条例第24条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 景観形成の推進に資する活動を行うものであること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(景観まちづくり市民団体の認定申請)

第23条 条例第24条第2項の規定による申請は、景観まちづくり市民団体認定申請書（別記第18号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規約には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的及び活動の内容
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(景観まちづくり市民団体の認定通知)

第24条 市長は、条例第24条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定するときは景観まちづくり市民団体認定通知書（別記第19号様式）により、不認定とするときは景観まちづくり市民団体不認定通知書（別記第20号様式）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり市民団体の変更の届出)

第25条 景観まちづくり市民団体の代表者は、当該景観まちづくり市民団体の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに景観まちづくり市民団体変更届出書（別記第21号様式）により市長に届け出なければならない。

(景観まちづくり市民団体の認定の取消し)

第26条 市長は、条例第24条第4項の規定により景観まちづくり市民団体

の認定を取り消したときは、景観まちづくり市民団体認定取消通知書（別記第22号様式）により当該景観まちづくり市民団体の代表者に通知するものとする。

（景観づくりモデル地区の認定等）

第27条 条例第26条第2項の規定による提案は、景観づくりモデル地区認定に係る提案書（別記第23号様式）に景観づくりモデル地区計画の素案を添付して行うものとする。

2 条例第26条第3項に規定する景観づくりモデル地区計画の素案の対象となる地区の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 景観づくりモデル地区の素案の対象となる地区の規模が0.1ヘクタール以上であること。

(2) 景観づくりモデル地区の素案の対象となる地区の区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

3 条例第26条第6項に規定する通知は、景観づくりモデル地区指定通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

4 条例第26条第6項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 名称

(3) 区域

5 条例第26条第7項に規定する通知は、景観づくりモデル地区不指定通知書（別記第25号様式）により行うものとする。

6 条例第26条第8項において準用する同条第2項の規定による提案は、景

観づくりモデル地区指定変更に係る変更提案書（別記第26号様式）に景観づくりモデル地区計画の変更案を添付して行うものとする。

7 条例第26条第8項において準用する同条第6項に規定する通知は、景観づくりモデル地区指定変更通知書（別記第27号様式）により行うものとする。

8 条例第26条第8項において準用する同条第6項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第4項各号に掲げる事項
- (2) 変更指定の年月日
- (3) 変更事項

9 条例第26条第8項において準用する同条第7項の規定による通知は、景観づくりモデル地区変更不指定通知書（別記第28号様式）により行うものとする。

（景観資産の認定等）

第28条 条例第27条第1項に規定する要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

- (1) 市民に親しまれることが期待できること。
- (2) 歴史的又は文化的な景観を有していること。
- (3) 地域のシンボリックな存在であること。
- (4) 景観の形成の推進に期待できること。

2 条例第27条第2項の規定による提案は、大網白里市景観資産認定提案書（別記第29号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 認定を受けようとする資産の概要を示す資料
- (3) 認定を受けようとする資産の全景写真
- (4) 提案者が所有者等以外の者であるときは、所有者等の意見書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 条例第27条第4項に規定する通知は、大網白里市景観資産認定通知書（別記第30号様式）により行うものとする。

4 条例第27条第4項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行

うものとする。

(1) 認定番号及び認定の年月日

(2) 名称

(3) 所在地

5 条例第27条第4項に規定する標識には、前項第1号及び第2号に掲げる事項を記載するものとする。

6 条例第27条第5項に規定する通知は、大網白里市景観資産不認定通知書（別記第31号様式）により行うものとする。

7 条例第27条第6項に規定する届出は、大網白里市景観資産現状（所有権等）変更届出書（別記32号様式）により行うものとする。

8 条例第27条第9項に規定する通知は、大網白里市景観資産認定解除通知書（別記第33号様式）により行うものとする。

9 条例第27条第9項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第4項各号に掲げる事項

(2) 認定解除の理由

(3) 認定解除の年月日

（審議会の会長及び副会長）

第29条 条例第30条第1項に規定する大網白里市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第30条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第31条 条例第30条第6項に規定する専門部会(以下「専門部会」という。)は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

2 専門部会に、部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会の会議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(審議会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(景観アドバイザー)

第34条 条例第31条第1項に規定する景観アドバイザー(以下「景観アドバイザー」という。)は、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとする。

(職務)

第35条 景観アドバイザーは、次の各号に掲げる事項に関し、景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

(1) 条例第10条第2項に規定する助言に関すること。

(2) 公共施設の整備、改善等に関する事項

(3) 行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する事項

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者に対する助言又は指導に関する事項

(5) 景観まちづくり市民団体に対する技術的援助に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(守秘義務)

第36条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第37条 市長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 辞職を申し出たとき。

(2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと市長が認めるとき。

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第3条第2項及び第6条）

行 為	図 書	
	種 類	明示すべき事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	付近見取図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物（工作物）の敷地の位置
	配置図 (100分の1以上)	1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 2 敷地の境界及び建築物（工作物）の位置 3 敷地の接する道路の位置及び幅員 4 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 5 擁壁、垣、柵、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩
	平面図 (50分の1以上)	方位、間取り及び用途
	立面図 (50分の1以上)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
開発行為	位置図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	現況図 (2,500分の1以上)	1 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に

		規定する図面に準じて作成すること。
	土地利用計画図 (1,000分の1以上)	2 植栽計画がある場合は、土地利用計画図に、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数を記載すること。
	造成計画平面図 (1,000分の1以上)	3 外構施設がある場合は、土地利用計画図に、垣、柵、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩を記載すること。
	造成計画断面図 (1,000分の1以上)	なお、擁壁の高さ、長さ、材料及び色彩は、造成計画平面図及び造成計画断面図に記載すること。
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	配置図 (100分の1以上)	伐採し、移植し、又は植栽する樹木の位置、樹種、樹高及び本数
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
木竹の伐採又は植栽	付近見取図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域

	配置図 (100分の1以上)	伐採し、移植し、又は植栽する樹木の位置、樹種、樹高及び本数
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (100分の1以上)	1 方位、敷地の形状及び寸法 2 物件の堆積を行う位置 3 修景の方法（遮蔽物にあっては位置、種類、構造及び規模、植栽樹木等にあっては位置、樹種、樹高及び本数） 4 敷地の接する道路の位置及び幅員 5 隣接地との高低差
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項
水面の埋立て又は干拓	付近見取図 (2,500分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (100分の1以上)	1 方位、敷地の形状及び寸法 2 物件の堆積を行う位置 3 法面又は擁壁の高さ及び長さ 4 修景の方法（遮蔽物にあっては位置、種類、構造及び規模、植栽樹木等にあっては位置、樹種、樹高及び本数）

	<p>ては位置、種類、構造及び規模、植栽樹木等にあつては位置、樹種、樹高及び本数)</p> <p>5 敷地の接する道路の位置及び幅員</p> <p>6 隣接地との高低差</p>
<p>現況写真 (2方向以上)</p>	<p>行為の場所及び周辺の状況を表すもの</p>
<p>その他市長が必要と認める図書</p>	<p>市長が必要と認める事項</p>